

本渡地区 平成21年「新成人のつどい」実行委員を募集!

平成21年1月3日④に開催する本渡地区「新成人のつどい」の企画・運営をしていただく実行委員を募集します。

■対象＝本渡地区在住または出身の昭和63年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、10月から12月にかけて5回程度実施する会議に出席できる人（会議日程は実行委員で決定します）。

■内容＝「新成人のつどい」の企画立案や、式典当日の司会進行・受付など。

■応募方法＝電話またはハガキやFAX、電子メールに「新成人のつどい実行委員希望」と明

記し、住所・氏名・性別・電話番号を記入のうえ、8月29日④までに本庁(別館)・社会教育課へお申し込みください。

【電話】③1111(内線2542)

【FAX】④2744

【郵送】〒863-0048

市内中村町10番8号

天草市教育委員会・社会教育課

【電子メール】syakyou@city.amakusa.lg.jp

【問い合わせ先】

本庁(別館)・社会教育課生涯学習推進係
(内線2542)

年金情報

～国民年金推進員を紹介します～

本渡社会保険事務所では、同事務所の職員と国民年金推進員が各戸を訪問し、保険料納付の案内や年金制度の説明などを行ったり、国民年金に関する相談に応じています。本市の国民年金推進員は右表のとおりです。訪問する際は、身分証明書を携帯しています。

【問い合わせ先】本渡社会保険事務所 ☎④2154

担当地区	推進員氏名(敬称略)
本渡	本多 積
本渡・栖本	坂田 順子
牛深	仲崎 澄雄
牛深・河浦	濱村 秀美
有明・倉岳・新和	白岳 愛子
御所浦	濱本 三男
五和	中本 郁子
天草	大里 玲子

図書館へ行こう!

【図書館ホームページ】
<http://www.lib.city.amakusa.kumamoto.jp/>
【問い合わせ先】河浦図書館 ☎⑦0388

〈～河浦図書館～ 新刊図書のご案内〉

〈平和を願う図書のご案内〉



麻酔科医 江川 晴
麻酔科医は患者の命の代弁者である。新人麻酔科医の神山慧太が挫折を乗り越え、理想の麻酔科医をめざし成長していく物語。



りそうのくに 平井 美里
古くも自分たちの文化を大事にしている「ドコナンダ国」に新しくやってきた王様は、古くさい国を立派な国に作りかえようと、いろんな命令を大臣にたしますが…。



あの夏の日 葉 祥明
「I am Nagasaki-わたしの願いは、核兵器のない平和な世界です。」次代を担う子どもたちに伝える平和の願い。長崎から深い祈りよ、世界に届け。

その他のおすすめ図書

●一般書

- ▶地の日天の海 上・下(内田康夫)
- ▶オカンの単身赴任記(小城よう子)
- ▶健康のとびら(中原和彦)
- ▶オリンピック全大会(武田 薫)

●児童書

- ▶めでたしめでたしからはじまる絵本(リチャード・エギエルスキー)
- ▶あいさつ団長(よしながこうた)
- ▶もったいないばあさんと考えよう世界のこと(真珠まりこ)
- ▶ハリー・ポッターと死の秘宝 上・下(J.K. ローリング)

※()内は著者名。

※河浦図書館に併設している天草コレジヨ館の消毒作業のため、同図書館を9月2日④から同4日④まで臨時休館します。なお、9月3日④に予定していた

富津・新合出張所の移動図書館は、同5日④に変更します。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

『後期高齢者医療制度』のお知らせ

後期高齢者医療制度の平成20年度の保険料については、保険料額を決定し、対象者の皆さんに「保険料額決定通知書」を送付していましたが、6月12日の政府決定により、保険料の軽減割合や支払方法の見直しが行われました。今回はその見直しの内容についてお知らせします。なお、保険料の軽減対象となる人には、8月中に「保険料額変更決定通知書」を送付します。



① 保険料の軽減割合が拡大されました

後期高齢者医療保険料は、被保険者が一律に負担する“均等割額”と、被保険者の所得に応じて負担する“所得割額”の合計額となっていますが、同一世帯の被保険者と世帯主の所得の合計額によって、“均等割額”が7割・5割・2割軽

減されています。このうち、①7割軽減に該当している人の軽減割合が『8.5割』となりました。また、②保険料算定のもととなる所得金額が58万円(年金収入211万円)以下の人の“所得割額”が『5割軽減』されることとなりました。

① 保険料の均等割額(46,700円)が7割軽減されている人

(年額14,000円)



均等割額が**8.5割軽減**となります。
(年額6,900円)

② 所得割額がかかっている人で、保険料算定のもととなる所得金額が58万円(年金収入211万円)以下の人



所得割額が**5割軽減**されます。

② 保険料の支払方法の見直し

後期高齢者医療保険料を年金から差し引かれている人と、10月から差し引かれる予定の人で、次の要件のいずれかに該当する人は、

口座振替による納付ができるようになりました。希望する人は、本庁・保険年金課へご連絡ください。

口座振替ができる要件

- ①世帯主で国民健康保険税の滞納がなかった場合。
- ②年金収入が180万円未満の人で、世帯主である子どもまたは配偶者の口座から納付する場合。

■ 保険料額決定通知書の確認を!

75歳以上の人(65～74歳で一定の障がい認定を受けている人を含む)で、今年の3月31日または75歳の誕生日前日までに社会保険の加入者に扶養されていた人は、平成20年度の後期高齢者医療保険料が均等割額のみ

2,300円となっています。市が7月に送付した「保険料額決定通知書」で、同保険料が2,300円となっていない人は、本庁・保険年金課へご連絡ください。

※『後期高齢者医療制度』についての詳しいことは、市役所本庁・保険年金課医療係 ☎③1111(内線1135)または熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511へ。